

### 既存住宅標準保証書

年 月 日

- 1 社団法人かながわ住まい・まちづくり協会（以下「保証者」といいます。）は、保証書記載の対象住宅について、当該対象住宅の買主に対し、保証者が実施した検査結果に基づき、既存住宅標準保証約款に従い以下のとおり保証します。
- 2 上記 1 にかかわらず、保証者が〇〇〇〇〇と既存住宅売買瑕疵保険契約を締結することができなくなった場合は、この保証書は適用しません。

対象住宅の買主		<b>見 本</b>			
対象住宅	所在地				
	共同住宅等の場合	住宅名称	戸	(分譲共同住宅の場合のみ) 号室	
保証期間	始期		終期 (○がついているものが該当します)		
	対象住宅の引渡し日 <b>20 年 月 日</b>		①戸建住宅	住宅を引渡した日から <b>5年</b> を経過した日	
	【共同住宅で住棟単位以外の引渡しの場合】 同一住棟内で最初に保証期間が開始した住戸の引渡し日 <b>20 年 月 日</b>		②住棟単位で引渡す <b>共同住宅等</b>	住宅を引渡した日から <b>5年</b> を経過した日	
			③上記②以外の <b>共同住宅等</b>	同一住棟内で最初に保証期間が開始した住戸の引渡し日 (左欄に記載) から <b>6年</b> を経過した日	
上記の期間中であっても、買主の特定継承人※が現れた場合、当該特定継承人に対して保証するものではありません。※特定継承人には、売買・交換・贈与等によって住宅を取得する場合は該当し、相続や合併による住宅の取得は含まれません。					
保証内容	保証者は、対象住宅の保証対象部分の隠れた瑕疵に起因して、保証期間中に対象住宅が基本的な構造耐力性能又は防水性能を満たさない場合に、買主に生じた損害に対して、民法に規定する担保の責任と同等の責任を負うものとします。				
保証対象部分	対象住宅の基本構造部分とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令第 5 条第 1 項及び第 2 項に規定する以下の部分をいいます。 ア 構造耐力上主要な部分 住宅の基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。）、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するものをいう。）など。当該住宅の自重若しくは積載荷重、積雪、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるもの イ 雨水の浸入を防止する部分 a 住宅の屋根若しくは外壁又はこれらの開口部に設ける戸、わくその他の建具 b 雨水を排除するための排水管のうち、当該住宅の屋根若しくは外壁の内側又は屋内にある部分				
保証限度額	<b>1,000万円</b>				
保証者	所在地				印
	名 称				
	電話番号				

(裏面)

■ 本保証書の対象となる事故が発生した場合は、保証者へご連絡ください。

保証者が加入する保険契約について

1 保険の名称	
2 保険法人の名称	
3 保険期間	
4 保険金額	